

## 豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、狩猟免許の取得費等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、狩猟免許の取得等に係る費用を補助することにより、狩猟免許の取得等の促進を図り、もって地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害の防除に資することを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、農作物被害の防除のために地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助を受けようとする年度に狩猟免許を取得していること。
- (2) 猟友会長の推薦を受けていること。ただし、藤岡・小原地区は、各支部長とし、東加茂猟友会は各支会長とする。
- (3) 猟友会に入会していること。
- (4) 市内在住者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、狩猟免許の取得等に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 狩猟免許申請手数料及び診断書発行手数料
- (2) 講習会の受講料及びテキスト代等
- (3) 猟友会入会金
- (4) 狩猟者登録手数料

### (補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は3万円を限度とする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする補助事業者は、狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助を受けようとする年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 狩猟免状の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは交付の決定及び補助金の額の確定をし、狩猟免許取得支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができるものとする。

(交付決定の除外要件)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(交付申請の取下げ)

第10条 第7条第1項の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請を取り下げることができる。

2 交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 第8条第1項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。  
(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(帳簿等の整備・保存)

第13条 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(補助事業者の責務等)

第14条 補助事業者は、有害鳥獣の捕獲活動の実施に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。

2 前項の捕獲活動の実施により損害が発生した場合において、市は、その責めを負わないものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第9条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 第12条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(5) その他補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。